

自灯明 法灯明

自法寺報
第 2 号
平成 25 年
12 月 11 日

発行
曹洞宗
祖廣山 自法寺
〒509-8232
恵那市飯地町
919 番地
編集
住職 小栗隆博



年末のご挨拶

檀信徒各位の皆さまにおかれましては、年末に向けて忙しい毎日をお過ごしのことと拝察します。また、町内檀家の皆さまにおかれては、世話人さんを通じ、護持会会費の前期分納入にご協力いただき、ありがとうございます。おかげさまで、お返しを、何とか半年分の伽藍護持が出来そうであります。

私事ではありますが、過日「尿酸値が高いよ」宣告を、医師から受け、それから二週間もしないうちに、痛風発作を発症し、みごと痛風の仲間入りをしました。痛風患者の諸先輩方には、新参者ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。また痛風予備軍の皆さまには、待つ

ていますよ、早くこちらにいらつしやいごと、ご挨拶をしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、お酒は飲めない、かに・うに・いくらをはじめとして、おいしいものが一切食べられないという、とても不憫で、供養のしがないのない和尚となつてしまいました。報告し、ご挨拶とさせて頂きます(泣)。

「檀信徒」考

小栗隆博 拝

先日、東海地区での僧侶向けの法話研修会に参加した時のことです。代表者何名かの法話実演が行われ、その中で、ある発表者が法話中に、何度か「お檀家さん」という言葉を使っております。

そのことについて、講師をお勤めの老師が、「貴師はなんどか『お檀家さん』という言葉を使っておられましたが、現在はその表現は正しくありません。正しくは『檀徒さん』と言わなくてはなりません。なぜなら信仰とは家のものではなく、個人のものであるからです。」とおっしゃいました。たしか八十歳は超えておられるという老師のこの言葉に、私はかなり驚き、そして多少の違和感を感じました。

確かに、憲法二十条にある信教の自由は、個人を前提としておりますし、個人の権利を先に立てた場合、この考え方にも一理あると言えます。しかしながら我が国の、特に仏教に関して言えば、それぞれの先祖

を家単位でお祀りし、そのことによつてご先祖様がやがて各家の守護神となられるという不文律の思想をもとにして、小さくは家、大きくは地域社会、国家が成り立ってきておりました。

ちなみに、新興宗教やキリスト教系の諸宗教では、個人の強烈な信仰を前提としているために、檀家という概念がなく、常に個人信者を計数します。ただし、それらの一部には、家族単位での帰依を強いるものもあり、その際には個人の信仰に強制的に踏み込むために、家族間でのさまざまな軋轢が生ずる場合があります。

一方、伝統教団での檀家制度については、ご先祖様のお祀りを家の者全体で為さねばならないにもかかわらず、ときにお年寄りにすべてを押しつけて、若い人たちは無関心を決め込むという、とても切ない問題がときに発生します。

当山としましては、檀家と信徒の

概念をここで以下のごとく明確化し、仏教徒のあるべき姿の敷衍にとめたく思います。

先ずは、「檀家」とは、とくに先祖供養を前提として、家単位でお寺とお付き合い頂くことを基本とします。それに加え、ご先祖様の居ない新家や、ほかに菩提寺はあつても、個人で関係したいという方々には、「信徒」としてお付き合い頂くことができ、これらを総称して「檀信徒」と申します。

したがいまして、自法寺の檀家各家においては、これまで同様に、それぞれのご家庭で一丸となつて、ご先祖様をお祀りするという意識と姿勢を持ち続けて頂きますようお願いいたします。また、今後は、これまであまり明確になされてこなかつた、「信徒」の受け皿作りにも努めていきたいと思ひます。

「自灯明法灯明」その二

※紙面不足のため、次号掲載。

行事予定

◎年末除夜法会 新年祈祷会

左記の通り、除夜法会を行います。紅白歌合戦の観戦など、何かと忙しいとは思いますが、紅白終了後にぜひ、ご参拝下さいますようお願い申し上げます。除夜の鐘をおつき頂いた方には記念品がございます。

また毎年正月三が日は、毎日ご祈祷を行っております。例年ほとんどお参りはありませんでしたが、地味にしつかりお勤めしておりますので、どうぞ初詣がてらお参り下さい。また別紙案内の通り、本年より新年祈祷札をお申し込み頂きますので、ご活用下さい。

記

平成二五年一二月三十一日(火)
二三時四五分 除夜法会
平成二六年一月一日 三日
一〇時半 修正会祈祷

◎金曜坐禅会

参加者募集中です。ふるってご参加下さい。